

和気町農業委員 募集要項

和気町及び和気町農業委員会は、現農業委員の辞職に伴い、農業委員を募集します。農業に関する知識と熱意を持ち、農地利用の最適化等の職務を適切に行うことができる方の推薦又は応募をお待ちしています。

1. 募集等について

「農業委員」について、推薦又は応募により各委員を募ります。

2. 農業委員の役割

農地法等の権限事務について、審査及び決定を行います。具体的な内容は次のとおりです。

- ① 平日昼間に開催される農業委員会総会、研修会等の会議（通常月1回から2回程度）の場において、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
- ② 農地法等に基づく申請内容についての調査を行います。
- ③ 農地の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進）の調整・現地調査等を行います。

3. 任期

任命の日から令和10年3月31日まで

4. 募集委員数

農業委員 1名

5. 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月28日（火）まで（必着）

※受付は、土・日曜、祝日を除く募集期間中の午前8時30分から午後5時まで。

6. 応募状況の公表

募集期間の中間の応募状況及び募集期間終了後に応募結果を公表します。

7. 欠格要件

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8. 応募方法

次の書類に必要事項を記載し、和気町役場産業振興課へ提出してください。なお、農地利用最適化推進委員の方は、兼務はできません。

- ・ 推薦の場合 推薦用紙
- ・ 応募の場合 応募用紙

※推薦の場合は、3人以上の推薦が必要です。

※「推薦用紙」、「応募用紙」は、和気町役場本庁舎産業振興課及び佐伯庁舎総務事業課に用意しているものか、和気町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

9. 推薦・応募書類の提出先

和気町役場産業振興課（和気町役場本庁舎2階）または佐伯庁舎総務事業課へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

郵送の場合の送付先

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所5 5 5 和気町役場産業振興課

10. 選考方法等

応募又は推薦の理由、年齢、地域等を考慮し、評価委員会が候補者を選考します。その後、農業委員は議会の同意を得て、町長が任命します。

11. 選考結果の通知

選考結果については、応募した方全員に文書で通知します。

12. お問い合わせ

産業建設部産業振興課（和気町農業委員会事務局）

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所5 5 5

（電話）0869-93-1126 （F A X）0869-92-0667

Email sangyoshinko@town.wake.lg.jp